

計算書類に対する注記 (法人全体用) (2024年3月期)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券 — 償却原価法 (定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの — 該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法 — 該当なし

(3) 引当金の計上基準 — 該当なし

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下の通りとなっている。

- (1) 法人全体の計算書類 (会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表 (会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
当法人では社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。
- (3) 拠点区分別内訳表 (会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人では拠点区分が1つであるため作成していない。
- (4) 拠点区分の計算書類 (会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
当法人では拠点区分が1つであるため作成していない。
- (5) 拠点区分資金収支計算書
当法人では拠点区分が1つであるため作成していない。
- (6) 拠点区分事業活動計算書
当法人では拠点区分が1つであるため作成していない。
- (7) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
法人本部拠点区分 (社会福祉事業)
助成事業サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下の通りである。

(単位： 円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増減額	当期末残高
投資有価証券	1,351,700,000	0	1,351,700,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取り崩し
該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 (単位： 円)

銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
丸紅債 (82 回)	501,774,164	514,681,500	12,907,336
丸紅債 (85 回)	202,753,280	215,300,000	12,546,720
丸紅債 (107 回)	100,000,000	100,430,000	430,000
丸紅債 (107 回) ②	100,000,000	100,490,000	490,000
丸紅債 (111 回)	100,000,000	96,520,000	▲ 3,480,000
丸紅劣後債 (1 回)	200,000,000	198,480,000	▲ 1,520,000
丸紅劣後債 (1 回) ②	202,928,672	198,480,000	▲ 4,448,672
合計	1,407,456,116	1,424,381,500	16,925,384

12. 関連当事者との取引の内容

種類	法人の名称	住所	事業の内容	取引の内容	年間取引金額
支配法人	丸紅株式会社	東京都千代田区大手町 1-4-2	総合商社	出向者人件費の支払い 通信費用の支払い 事務所家賃の支払い	11 百万円 3 百万円 2 百万円

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし